

熊本県行政文書等の管理に関する条例の一部改正について①

個人情報保護制度の見直しに伴う条例等の対応について

1 経緯・スケジュール

- ・ 今回の国の制度見直しは、デジタル社会形成政策の中に位置づけ。
- ・ 国の行政機関は今年4月から改正個人情報保護法が適用されており、地方公共団体には、来年4月から適用。
- ・ 本県は、12月議会に条例案を提案。来年4月から施行。

2 改正の概要

- ・ 旧個人情報保護制度では、①所管が総務省、個人情報保護委員会、地方公共団体の3つに分かれ、②3つの法律と各県の条例等によりルールが定められていた。
- ・ 新個人情報保護制度では、①所管が個人情報保護委員会に一元化され、②ルールも改正個人情報保護法一本に統合された。
- ・ これにより、個人情報に係る諸外国との折衝窓口は、「個人情報保護委員会」（内閣府の外局）に一本化された。

3 法体系概要

- ・ 改正個人情報保護法には、地方公共団体に係るルールも規定されている。
- ・ このため、①法の施行に係る手続等を規定する法施行条例を制定するとともに、②県の個人情報保護条例を廃止。
- ・ 公立病院や県立大学は、原則として、民間事業者等に係る規定が適用される。
- ・ 県議会は、別途、個人情報の保護に関する条例を制定。（国会、裁判所と同様。）

4 現行条例（個人情報保護条例）と改正個人情報保護法の比較概要

- ・ 現行条例の規定は、改正個人情報保護法において、カバーされている。
- ・ 改正個人情報保護法により、地方公共団体においても、①個人情報の適正な取り扱いにより個人の権利利益を保護することに加え、②個人情報の活用により新たな産業の創出、活力ある経済社会等の実現に配慮すること、が目的となる。
- ・ これに沿って、①個人情報ファイル簿（本人の数1000人以上）の作成・公表、②行政機関等匿名加工情報の利用・提供制度、を地方公共団体にも導入。

5 個人情報保護法施行条例の制定、及び関係条例の改正概要

(1) 本県の個人情報保護法施行条例 (R5. 4. 1 施行)

- ・ 法施行条例を新規制定し、これまでの県個人情報保護条例を廃止 (附則)。

<基本的な考え方>

- ・ 条例で定める事項は、法の施行に係る手続きに関するものである。
- ・ 法により、条例で定めることができる事項は、限定されている。

<規定内容>

- ・ 個人情報ファイル簿 (本人の数 1000 人未満) を作成・公表
- ・ 個人情報開示請求において、公務員の氏名等は開示することを明示
- ・ 開示決定等の期限を 15 日以内とする (法は 30 日以内)
- ・ 開示請求に係る費用負担は、現行条例同様、交付に係る実費のみ (手数料は無料)
- ・ 行政不服審査請求に係る審議会の答申につき、実施機関の尊重義務を定める
- ・ 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額を国の機関と同額とする
- ・ 個人情報の取扱いに関し、法施行条例の改廃等は、審議会に諮問可能とする

(2) 関係条例の整備に関する条例 (R5. 4. 1 施行)

- ・ ①情報公開条例、②行政文書管理条例、③行政不服審査会条例、④情報公開・個人情報保護審議会条例について、「行政機関等匿名加工情報」を利用不可情報、又は不開示情報に追加する、審査会・審議会の役割分担が現行条例同様となるようにするなど、所要の規定の整備を行う。